

議案第113号

川崎市下作延中央保育園の指定管理者の指定についての市長の専決
処分の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成24年6月4日提出

川崎市長 阿部 孝夫

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、川崎市下作延中央保育園の指定管理者の指定について次のとおり専決処分する。

平成24年3月30日

川崎市長 阿部 孝夫

川崎市下作延中央保育園の指定管理者の指定について
指定管理者を次のとおり指定する。

管理を行わせる施設の名称及び所在地	指 定 管 理 者		指 定 期 間
	住 所	名称及び代表者名	
川崎市下作延中央保育園 川崎市高津区下作延2丁目6番3号	横浜市青葉区 みたけ台26番 17	社会福祉法人神奈川民間保育園協会 理事長 奥村 栄	平成24年4月1日 から 平成27年3月31日 まで

理 由

川崎市下作延中央保育園の指定管理者である財団法人神奈川県民間保育園協会が、平成24年3月21日に設立された社会福祉法人神奈川民間保育園協会として同年4月1日に事業を開始することに伴い、同年3月31日までに指定管理者を再度指定する必要が生じたため

参考資料

社会福祉法人神奈川民間保育園協会の概要

設 立 平成24年3月21日

資産総額 2億7,796万6,956円

職 員 数 理事8人、監事2人、職員30人

目 的 多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第二種社会福祉事業